国民健康保険(国保)について

●しくみ

国民健康保険(国保)とは、地方自治体や、国民健康保険組合が運営する健康保険のことです。加入者の方が病気やけがによって医療機関を受診する際、窓口での負担額が3割以下(所得やかかった費用で変わります)となります。その財源は、加入者の方に納めていただく保険税などです。



国保に加入する人

基本的にはすべての人が対象となりますが、除かれる人がいます。

除かれる人の例	加入する人の例
・職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入している人 ・後期高齢者医療制度に加入している人 ・生活保護を受けている人	・お店などを経営している自営業の人・農業や漁業などを営んでいる人・退職や扶養解除、雇用形態の変更等で 保険がなくなった人

医療保険で受けられる給付

給付等の名称	内容
医療に係る給付	医療機関を受診したとき、かかった費用の7割から8割(人工透析などの特定疾病等の場合はそれ以上)の額を保険者負担として市から医療機関へ支払います。 入院した場合にかかる食事代については、標準負担額を超えた額を給付します。
療養費	補装具、はり・きゅう・マッサージ、柔道整復等の施術等が治療に必要と認定された場合、 これらにかかる費用について医療に係る給付と同様の負担分を保険者が支給します。
高額療養費	1 カ月(同じ月内)に支払った医療費の自己負担額が一定の限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。
はり・きゅう マッサージ 施術費支給	国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入されている方が、市が指定した施術者(はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師)から施術を受けた場合、施術1回につき800円の補助金を受けられます(3カ月に12回以内)。
葬祭費	国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入されている方が死亡したときに、その葬祭を行った方に2万円が支給されます。
出産育児 一時金	国民健康保険に加入されている方が出産したときに、その世帯主に48万8千円が支給されます。ただし、産科医療補償制度に加入する分娩機関での出産の場合1万2千円加算されます。妊娠12週(85日)以上であれば、死産や流産の場合でも支給されます。
移送費	医師の指示により、緊急、やむを得ない場合に入院や転院などの移送に費用がかかっ たとき、申請して認められた場合に支給されます。

※国保税に滞納があると上記の給付が受けられない場合があります。